

## 柴田町告示第62号

下記の者に送達すべき書類について、その住所及び居所が不明であるため書類の送達ができないので、地方税法第20条の2の規定により本職が保管し、いつでも交付することを告示する。

令和8年5月14日

柴田町長 滝口 茂



### 記

#### 1 送達すべき書類の名称

令和6年度国民健康保険税 決定(更正)通知書

令和7年度国民健康保険税 決定(更正)通知書

#### 2 送達すべき者

氏名	所在地	調査結果
阿部 真晴	宮城県柴田郡柴田町東船迫1丁目9番地6 レオパレスSunrise103号	所在不明
薫 典文	宮城県柴田郡柴田町船岡新栄5丁目11番地3	所在不明